

令和元年松前町条例第9号

松前町税条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月8日

松前町長 岡 本 靖

松前町税条例の一部を改正する条例

松前町税条例（昭和43年松前町条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第81条の2 法第445条第2項に規定する市町村の条例で定める軽自動車等は、次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>（1）巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの</u></p> <p><u>（2）血液事業の用に供するもの</u></p> <p><u>（3）救護資材の運搬の用に供するもの</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げるもののほか、これらに類するものとして町長が定めるもの</u></p>	<p><u>（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）</u></p> <p><u>第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。